

農産物検査の見直しについて (国内産米麦)

令和7年3月

農林水産省
農産局穀物課

国内産農産物（米穀等）

1 農産物検査について

- 農産物検査は農産物検査法に基づき、民間の登録検査機関が実施する米・麦・大豆等に関する検査で、農業者等が任意で、農産物の種類・銘柄・品位等の検査を受けることができる。

○ 農産物検査の目的 ※農産物検査法より抜粋

農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与する。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びびでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、銘柄(産地品種銘柄等)、品位、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)及びでん粉(小麦)

【品位規格の例】

水稻うるち玄米(一)

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
 ※1 水分:各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
 ※2 異物:玄米には異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況 (R4年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	6,701	1,227	243	40
検査数量(b)	4,803	1,291	223	37
受検率(b/a)	72%	105%	92%	92%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
- 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
- 3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。

○ 検査体制 (R4)

登録検査機関	1,739 機関
農産物検査員	19,509 人
検査場所数	14,229 ケ所

(注) 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。

○ 米穀の系統別検査数量(R4年産)

JA系	3,510千トン	73.1%
全集連系	369千トン	7.7%
卸・小売	467千トン	9.7%
農業法人等	352千トン	7.3%
分析機関	105千トン	2.2%
合計	4,803千トン	100%

(注) ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない。

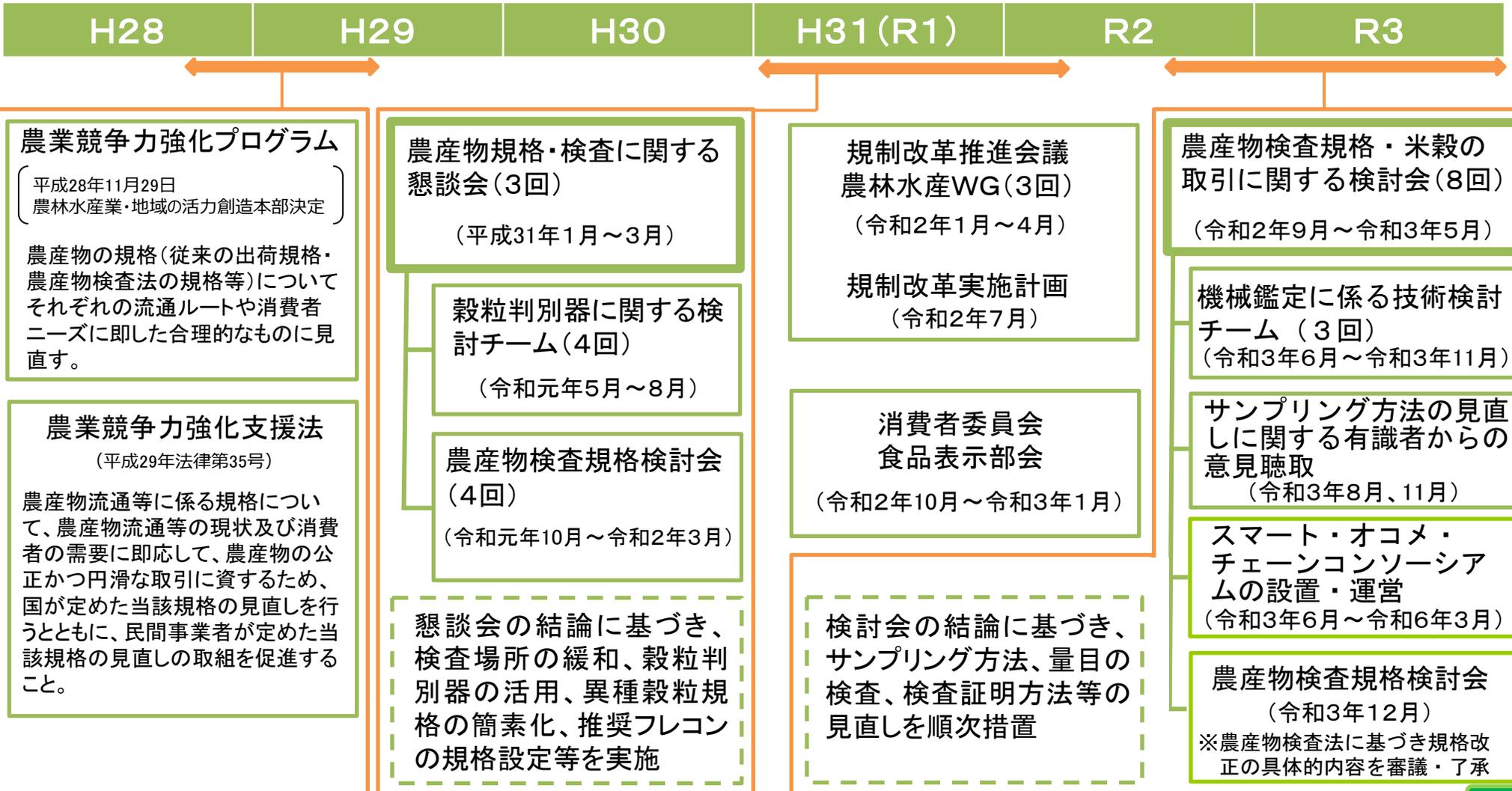
水稻うるち玄米(二) ※機械鑑定を前提とした規格(令和4年産米の検査より開始)

項目	容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒	異物
表示例	815g/l	15%	14.7%	5%	8%	2%	0.3%	基準値以下 又は 基準値超	基準値以下 又は 基準値超
備考	整数値で表示	整数値で表示	小数点以下1位で表示	整数値で表示	整数値で表示	整数値で表示	小数点以下1位で表示	目視判定	目視判定

※ 異種穀粒及び異物の基準値は、異種穀粒0.4%、異物0.2%。

2 農産物検査の見直しに関する検討経緯

○ 農産物規格・検査については、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）を踏まえ、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるよう検討・見直しを実施。



【農産物規格・検査に関する懇談会中間論点整理を踏まえた見直し】

【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

- ◆ 大規模農業者等における検査場所への農産物の運搬等に関する経費の大幅な削減
- ◆ 約1千～6千円／トンの削減

【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。

- ◆ 事前に試料採取ができることから、検査員等の手間が削減でき、検査業務の円滑化・迅速化
- ◆ 紙袋から試料を採取する時間と比べて約4割短縮

【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

登録検査機関からの検査結果の報告について、報告回数や内容を簡素化。

- ◆ 検査繁忙期の事務負担軽減により、円滑な検査実施に寄与
- ◆ 米穀の報告回数を半減
(18回→9回)
- ◆ 報告期限の緩和
(報告期限3日→10日)

【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月告示改正〕

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

- ◆ 検査員による検査のバラツキを低減
- ◆ 品位（等級）とは別に測定データによる情報提供が可能

【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

籾摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分（もみ・麦・その他）を統合。

- ◆ 水稻うるち玄米の規格を見直し
- ◆ 今後とも、時代の変化を踏まえ、規格を見直す

【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年6月告示改正〕

ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格を設定

- ◆ フレコンは紙袋に比べて積み下ろし時間が、1/2から1/3に短縮
- ◆ フレコン化により、紙袋に比べて包装の経費や荷造りの削減

3 農産物検査の見直し（概要）②（令和3年～）

- 農産物検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即したものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」で議論を重ね、令和3年5月に「とりまとめ」を公表。
- 「とりまとめ」を踏まえ、同年7月にサンプリング方法の見直しを措置したことをはじめ、その他の見直し項目についても実務的・技術的な作業を順次進め、令和4年2月に機械鑑定を前提とした農産物検査規格等を策定した。現在、生産者及び登録検査機関等への周知を鋭意推進している。

検討会の結論と対応状況

1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（令和4年産米から適用）

措置済

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を整理した上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

2 サンプリング方法の見直し（令和3年産米から適用）

措置済

検査コスト低減に向け、サンプリング方法の簡素化を決定。

今後は、標準抽出方法を見直し、令和3年産米の検査から適用。

→ 令和3年7月に標準抽出方法（告示）を改正

3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定（令和5年産米から適用）

措置済

コメのスマートフードチェーンの構築と、これを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す。

→ 令和6年3月にコメのスマートフードチェーンのシステム構築、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格を制定。

4 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止（令和3年産米から適用）

措置済

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。

今後は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

→ 令和3年7月に農産物検査法施行規則（省令）を改正して「皆掛重量」の証明を廃止

5 銘柄の検査方法等の見直し (令和4年産米から適用)

措置済

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。

また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

6 荷造り・包装規格の見直しについて (令和4年産米から適用)

措置済

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

また、新規格は、原則として引裂強さ、引張強さ、伸び、落下試験、防滑性試験について規格項目とし、その具体的な内容・数値を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

その他措置済の事項

7 AI画像解析等による次世代穀粒 判別器の開発【令和3年度予算措置済】

措置済

令和3年度予算で「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」を措置。

「穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤（WAGRI）等への蓄積」「ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発」「AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装」などの研究を推進（令和7年度まで）。

→ 令和3年度より研究開発を開始

8 農産物検査を要件とする補助金・ 食品表示制度の見直し【令和2年度措置済】

措置済

ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したのもも支援対象となるよう制度を改正。

また、食品表示制度についても、農産物検査を受けなくても、根拠資料の保管を要件とすることにより、産地・品種・産年の表示を可能するよう制度を改正（消費者庁において措置）。

→ 補助金の交付要綱、食品表示基準を改正して令和3年度より適用

行程

見直し概要

包装検査

規程の素材か、検査の荷役に耐えられるかを確認

- 素材を限定しない**新規格を制定**
- 流通合理化につながる**フレコンの推奨規格**を制定

量目（重さ）検査

正味重量や皆掛重量を計量・証明

- 農産物検査証明における**皆掛（みなかけ）重量の記載を廃止**
- **「余マスの手引き」**を作成

品位検査

一定のサンプルを採取して被害粒の混入程度等を目視で確認し、1等・2等といった等級を格付

- 国際的な考え方に基づき**サンプリング方法を簡素化**
- 現行の規格とは別に**機械鑑定を前提とした規格を制定**。等級格付ではなく、機械の測定値を検査証明に記載

銘柄検査

都道府県毎に指定された産地品種銘柄であるかどうかを目視で鑑定

- 現在の**目視鑑定から書類審査に見直し**
- 都道府県毎に指定する「産地品種銘柄」に加え、**全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定**

検査証明発行

包装に印刷されている検査証明欄に等級印等を押印したり、紙で証明書を発行します

- 一定条件の下、**あらかじめ等級等を包装等に記載可能**。
- 等級など検査情報等を、**QRコードなどの照会コードにより表示可能**
- 検査証明書をメール等の電子媒体で送付することが可能

検査以外の見直し

- **農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度を見直し**
- データ駆動型の米流通を実現させる**「スマート・オコメ・チェーン」**の検討を開始